

リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボ(以下「当法人」という。)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止および損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の役員および職員(以下「役職員」という。)に適用する。

(定義)

第3条 本規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的、信用上の損失または不利益を生じさせる可能性をいう。

2 「具体的リスク」とは、不祥事、誤情報の流布、財政悪化、内部係争、外部からの侵害、自然災害その他の原因を問わず、損失または不利益が具体的に発生する可能性を有する事象をいう。

第2章 役職員の責務

(基本的責務)

第4条 役職員は、業務遂行にあたり、法令、定款および当法人のリスク管理に関する規程を遵守しなければならない。

(具体的リスクの回避等の措置)

第5条 役職員は、業務遂行において具体的リスクを積極的に予見し、その内容・程度を評価し、回避、軽減、移転等必要な措置(以下「回避等措置」という。)を講じなければならない。

2 役職員は、業務指示を仰ぐ際、予見される具体的リスクおよび回避等措置を明らかにしなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第6条 役職員は、具体的リスクを認知した場合、損失の最小化のため必要な範囲で初期対応を行うとともに、関連する別のリスクの有無を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、具体的リスクの認知後、速やかに上位者へ報告し、その後の処理について関係部署と協議し、指示に従う。

3 役員は、具体的リスク発生の認知後、関係部署へ連絡・指示を行い、適切に処理を行う。

4 内部通報(ヘルプライン)が端緒である場合には、内部通報規程の対応を優先する。

(具体的リスク処理後の報告)

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合、その経過および結果を記録し、理事長へ報告しなければならない。

(クレーム等への対応)

第8条 職員は、利害関係者からのクレーム等を受けた場合、重大なリスクにつながる可能性を踏まえ、直ちに上位者へ報告する。

2 上位者は、重要度を判断し、関係部署と協議の上、適切に対応する。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、外部へ発信する文書(以下「対外文書」という。)の作成に際し、その内容がリスクを生じさせないことを確認しなければならない。

2 職員は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従う。

(守秘義務)

第10条 役職員は、リスク管理に関する計画、システム等の立案・実施の過程で得た情報を秘密として保持し、正当な理由なく開示または漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 当法人は、緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者とする体制により対応する。

(緊急事態の範囲)

第12条 本規程において「緊急事態」とは、次に掲げる事象により急迫の事態が生じ、当法人を挙げた対応が必要な場合をいう。

(1)自然災害(地震、風水害等)

(2)事故

① 爆発、火災、倒壊等の重大事故

② 当法人活動に起因する重大事故

③ 役職員の重大な人身事故

(3)感染症(インフルエンザ等)

(4)犯罪行為

① 放火、脅迫、外部からの不法攻撃

② 行政機関による立入調査

③ 内部者の背任、横領等

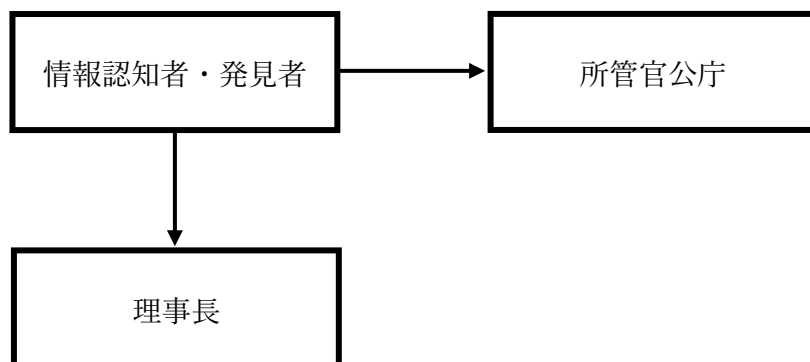
(5)情報漏えい、不正アクセス

(6)その他これに準ずる緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 役職員は緊急事態を認知した場合、速やかに通報を行わなければならない。

2 緊急事態が発生した場合の通報(以下「緊急事態通報」という)は、原則として以下の経路によって行うものとする。



3 通報は迅速性を優先し、口頭または電話で行う。通報先不在の場合は次順位へ通報する。

4 必要に応じ関係部署へも通報する。

5 情報の正確性に確証がない場合でも、その旨を伝えつつ通報しなければならない。

(情報管理)

第14条 緊急事態通報を受けた事務局長は、情報管理上必要な措置について適切に指示を行う。

(対応の基本方針)

第15条 緊急事態発生時の対応部署は、安全の確保、被害の最小化、迅速な復旧、適切な情報提供等の基本方針に従い対応する。

(緊急事態対応の具体的措置)

第16条 事務局長は、被害状況の把握、関係機関への連絡、施設・設備の安全確保等、必要な措置を適切に指示する。

(記録の作成)

第17条 緊急事態の対応内容について、関係部署は記録を作成し、理事長へ報告しなければならない。

(再発防止)

第18条 理事長は、緊急事態後、原因分析および再発防止策を立案し、必要な改善措置を講じる。

第4章 その他

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

本規程は 2025 年 9 月 11 日から施行する。